

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十六号

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則（昭和五十九年七月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「申立書」の下に「（宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合は、当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書をもつて代えることができる。次項第三号において同じ。）」を加える。

付 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

東京都北区子ども権利委員会規則を公布する。

令和六年六月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十七号

東京都北区子ども権利委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（令和六年三月
東京都北区条例第三号。以下「条例」といいます。）第二十条第一項の規定に基
づき設置する東京都北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）
の組織および運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの
とします。

(組織の構成)

第二条 条例第二十条第二項に規定する東京都北区規則で定める人は、次にかかげ
る人とします。

- 一 区内に住んでいる人または区内で学んでいる人若しくは働いている人で公募
によるもの
- 二 区内団体の推薦を受けた人
- 三 前二号に当てはまる人のほか、区長が必要と認める人

(臨時委員)

第三条 区長は、権利委員会に特別の事項を調査および審議させるため必要がある
と認めるときは、臨時委員を置くことができます。

2 臨時委員は、区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱いしよくします。

3 臨時委員は、第一項だいいちこうに規定する調査および審議しんぎが終了しゅうりようしたときは、解嘱かいしよくされるものとしします。

（関係者の出席）

第四条 権利委員会は、その調査および審議しんぎに必要なと認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴きくことができます。

（会議の公開）

第五条 権利委員会の会議は、公開を原則とします。ただし、会長が必要があるとき認めるときは、これを非公開とすることができません。

（庶務しよむ）

第六条 権利委員会の庶務しよむは、子ども未来部子ども未来課において処理します。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項じこうは、権利委員会が定めます。

付 則

この規則は、令和六年九月一日から施行しこうします。

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十八号

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区赤羽会館条例施行規則（昭和三十六年七月東京都北区規則第十一号）
の一部を次のように改正する。

第十条中「（別記第十八号様式）」を削る。

別記第十八号様式を次のように改める。

別記第十八号様式

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十九号

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区滝野川会館条例施行規則（昭和三十七年十二月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（別記第十八号様式）」を削る。

別記第十八号様式を次のように改める。

別18号様式

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立元気ぷらざ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十号

東京都北区立元氣ぷらざ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立元氣ぷらざ条例施行規則（平成十年六月東京都北区規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（別記第九号様式）」を削る。

別記第九号様式を次のように改める。

別記第九号様式

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十一号

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年十二月東京都北区規則第六十号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一号中「第四百四十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百四十条の六十六第一号イ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十二号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）
の一部を次のように改正する。

別記第十八号様式を次のように改める。

居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規 ・ 変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
居宅サービス・介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する居宅介護・介護予防支援事業者			
居宅介護・介護予防支援事業所名		居宅介護・介護予防支援事業所の所在地	
		〒	
		電話番号	
事業所の種別（居宅介護支援事業所/介護予防支援事業所）			
介護予防支援を受託する事業所の情報		居宅介護支援事業所名	
		居宅介護支援事業所の住所	
		郵便番号：	
		居宅介護支援事業所の電話番号	
居宅介護・介護予防支援事業所番号		サービス開始（変更）年月日	
		年 月 日	
居宅介護・介護予防支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。	
本人同意		上記の居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に居宅サービス・介護予防サービス計画作成を依頼することに同意します。	
		<input type="checkbox"/> 同意する	
東京都北区長 様			
上の居宅介護（介護予防）支援事業者に居宅介護（介護予防）サービス計画作成を依頼することを届出します。			
年 月 日			
〒			
住 所			
被保険者		電話番号	
氏 名			

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時又は居宅介護（介護予防）サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第、速やかに東京都北区へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず東京都北区へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

事務 処理	受 付	入 力
	受付者	入力者
	受付日	入力日

別記第二十号様式から第二十二号様式までを次のように改める。

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

フリガナ											
被保険者氏名	保険者番号										
	被保険者番号										
	個人番号										
生年月日	年 月 日				要介護度等						
認定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日										
住 所	〒										
										電話番号	
福祉用具名 (種目名及び商品名)		特定福祉用具販売 事業者指定番号		製造事業者名及び 販売事業者名			購入金額		購入日		
TAISコード ()							円		年 月 日		
TAISコード ()							円		年 月 日		
TAISコード ()							円		年 月 日		
福祉用具が 必要な理由											
東京都北区長 様 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 〒 電話番号 住所 被保険者との関係 申請者 個人番号 氏名 ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。											
代理申請を行う 事業所情報	事業所名称										
	事業所種別										

注意・この申請書に領収証、購入した福祉用具のパンフレット、特定福祉用具販売計画書（事業所作成のもの）を添付してください。

・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。

欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。										
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する										
口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()		本店 支店 ()		種目			口座番号			
	金融機関コード		店舗コード		1 普通 2 当座預金 3 その他 ()						
	ゆうちょ銀行		記号					番号			
	フリガナ										
	口座名義人										

介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書

フリガナ													
被保険者氏名	保険者番号												
	被保険者番号												
	個人番号												
生年月日	年 月 日			要介護度等									
認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日												
住 所	〒 電話番号												
住宅の所有者	本人との関係 ()												
住宅改修先住所	〒												
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 1. 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 2. 段差の解消 <input type="checkbox"/> 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 4. 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 5. 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 6. 付帯工事			業者名									
				業者連絡先									
				着工日			年 月 日						
				完成日			年 月 日						
改修費用	円												
改修予定費用から改修費用で変更があった場合の理由													
事前承認番号													
東京都北区長 様 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護 (介護予防) 住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 〒 電話番号 住所 被保険者との関係 申請者 個人番号 氏名 ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。													
代理申請を行う事業所情報	事業所名称												
	事業所種別												

注意・工事前に申請が必要です。

- ・この申請書に理由書・写真 (工事前)・見積書等を添付してください。
- ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合、所有者の承諾書も添付してください。
- ・口座は被保険者本人名義のものを記載してください。
- ・工事後に、領収書・写真 (工事後) を提出してください。
給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記入不要) 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する													
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()			本店 支店 ()			種目			口座番号				
	金融機関コード			店舗コード			1 普通 2 当座預金 3 その他 ()							
	ゆうちょ銀行			記号				番号						
	フリガナ													
	口座名義人													

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

フリガナ		保険者番号							
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日		個人番号							
住所	電話番号								
本人支払額									
備考	東京都北区長殿 前のおり高額介護（介護予防）サービス費の支給を申請します。 年 月 日 〒 申請者 住所 電話番号 氏名 個人番号 ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。								

	氏名	生年月日	介護保険の被保険者の場合						
			被保険者番号						
			個人番号						
世帯構成	世帯主								
	世帯員								

- 注意
- ・公費負担医療の対象となる介護保険サービスを利用しており、介護保険の定率負担適用後の利用者負担から公費負担医療による支給額を控除し、なお残る利用者負担がある場合は、申請の際にこれを証明することができる証拠書類を添付してください。
 - ・今回の支給以降、高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合、申請手続は不要となります。
 - ・ただし、公費負担医療の対象となる介護保険サービスを新たに受けることとなった場合や当該サービスに係るなお残る利用者負担額に変更があった場合は、それを証明することができる証拠書類を改めて提出してください。
 - ・給付制限を受けている方については、高額介護（介護予防）サービス費の支給ができない場合があります。

高額介護（介護予防）サービス費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する								
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号					
	金融機関コード	店舗番号	1 普通 2 当座預金 3 その他 ()						
	ゆうちょ銀行	記号		番号					
	フリガナ								
	口座名義人								

市（町村）記入欄

区分	世帯集約番号	給付制限状況	備考
1 単独 2 合算		有・無 給付割合 割	

別記第二十五号様式中

「即仕費

(ヨニシマ型画紙) ..

田

(ヨニシマ型画紙)多床室)

.. 田 を

(浴床型画紙)特養等

田

老健・療養等

田

(多床室)

田

「即仕費

.. 田 に改める。

別記第二十六号様式(表面)中「味齋・瀬瀨齋」を「味齋・岡瀨齋」に改め、同様式

(裏面)中「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規

則別記第十八号様式、第二十号様式から第二十二号様式まで、第二十五号様式及び第二十六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所

要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十三号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

九号)の一部を次のように改正する。
九号)の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式(裏)を次のように改める。

付 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十四号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東京都北区規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

表面のとおり、後期高齢者医療保険料が未納となっております。この納付書で指定期限までに納めてください。

○納めるところ

○

○

1 滞納処分

指定期限までに納付がない場合、滞納処分を実施することがあります。

2 この処分不服がある場合の措置

- (1) この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決をえた場合に限る。当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決をえないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決をえないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数を額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第38条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、うるうる年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

問合せ先

付 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

東京都北区赤羽イノベーションシヨンサイト条例施行規則を公布する。

令和六年六月十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十五号

東京都北区赤羽イノベーションサイト条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区赤羽イノベーションサイト条例（令和六年六月東京都北区条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(開館時間)

第三条 赤羽イノベーションサイトの開館時間は、午前十時から午後八時までとする。ただし、区長が特に必要があるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第四条 赤羽イノベーションサイトの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 日曜日

二 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）

に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

三 一月一日から同月三日まで

四 十二月二十九日から同月三十一日まで

（使用申請等）

第五条 条例第六条第一項の規定による施設等の使用申請は、東京都北区赤羽イノベーション・インサイト施設等使用申請書（別記第一号様式）を区長に提出することにより行う。

2 前項の規定による使用申請は、使用日の三箇月前（申請者が区民（条例別表の区民をいう。）以外のものである場合にあつては、二箇月前）の日の属する月の初日から受け付ける。

3 前項に規定する受付期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とし、当該期間の末日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を当該期間の末日とする。

4 一件の申請で連続して施設を使用できる期間は、三日とする。

5 前三項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、当該受付期間を変更し、又は連続使用期間を延長することができる。
（使用承認）

第六条 区長は、前条第一項の使用申請があつた場合において、使用承認をしたときは、東京都北区赤羽イノベーションサイトを申請者に交付する。

2 前項の使用承認は、申請の順序により行う。ただし、同時に二以上の申請があつたときは、抽選による。

3 第一項の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際に、同項に規定する使用承認書を係員に提示しなければならない。（使用登録）

第七条 条例第八条第一項の登録（以下「使用登録」という。）の申請は、東京都北区赤羽イノベーションサイトを施設公開時間使用登録申請書（別記第三号様式）を区長に提出することにより行う。

2 区長は、前項の申請があつた場合において、使用登録をしたときは、東京都北区赤羽イノベーションサイトを施設公開時間使用登録通知書（別記第四号様式）を申請者に交付する。

3 使用登録の期間は、登録した日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年間とする。

4 使用登録を受けた者は、当該使用登録の内容に変更があつたときは、速やかに東京都北区赤羽イノベーションサイトを施設公開時間使用登録変更届出書（別記第

五号様式)を区長に提出しなければならない。

(附帯設備使用料)

第八条 条例第九条第一項に規定する附帯設備使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第九条 条例第九条第一項に規定する使用料は、第六条第一項に規定する使用承認書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、東京都北区(以下「区」という。)が使用する場合その他区長が必要と認めるときは、この限りでない。(使用料の減免)

第十条 条例第九条第二項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができるとき及びその割合は、次のとおりとする。

一 施設使用料

イ 区が使用する場合 免除

ロ 区以外の官公署又は公益法人等が区と共催で使用する場合 免除

ハ 公益法人等が公益のために使用する場合 五割減額

ニ 区が後援し、又は協賛する事業のために使用する場合 五割減額

二 附帯設備使用料

前号イ又はロに掲げる場合において施設使用料を免除するとき。 免除

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるときは、使用料

を減額し、又は免除することができる。

3 前二項の規定により、使用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用料減免申請書（別記第六号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第十一条 条例第十条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

一 施設使用料

イ 区の都合により使用承認を取り消した場合 全額

ロ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二以上使用できなくなつ

た場合 全額

ハ 使用日の七日前までに使用の取消しを申し出た場合 五割

ニ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の一以上使用できなくなつ

た場合（ロの場合を除く。） 五割

二 附帯設備使用料

前号イからニまでに掲げる場合 全額

2 次条第二項の規定により、同項に規定する使用取消承認書の交付を受けた場合又は同条第三項の規定により、同項に規定する使用取消・停止・制限通知書の交

付を受けた場合において、既納の使用料の還付を受けようとするものは、東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用料還付申請書（別記第七号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料還付の承認をしたときは、東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用料還付承認書（別記第八号様式）を申請者に交付する。

（使用承認の取消し等）

第十二条 使用承認を受けた施設等の使用の取消しをしようとする者は、東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用取消申請書（別記第九号様式）に第六条第一項に規定する使用承認書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合において、使用の取消しを承認したときは、東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用取消承認書（別記第十号様式）を申請者に交付する。

3 区長は、条例第十三条（条例第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限したときは、東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用承認取消・停止・制限通知書（別記第十一号様式）又は東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等公開時間使用登録取消・停止・制限通知書（別記第十二号様式）により、使用者

に通知するものとする。

（使用者等の義務）

第十三条 使用者（施設公開時間において貸出施設を使用する者を含む。）は、区長が施設等の管理上必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

（原状回復）

第十四条 施設等を使用するに当たつての準備及び使用終了後の原状回復は、承認された使用時間内に行わなければならない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

（委任）

第十五条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

別表（第八条関係）

音響・映像セット	種別
一式	単位
一回	区分
一、〇〇〇円	使用料

備考 区分の一回とは、条例別表に規定する午前、午後又は夜間の一をいう。

東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用承認書

申請者	団体名			
	住所			
	代表者氏名			
	担当者名		電話番号	
使用目的				
団体区分	1 区 2 官公署 3 創業・起業予定者	4 事業者（公益法人等） 5 事業者（4以外） 6 その他（ ）		
使用日時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後・夜間			
使用施設	1 イベントスペース（2階） 2 会議室（2階）			
使用予定人数	名			
附帯設備使用	1 音響・映像セット			

上記のとおり使用を承認します。

年 月 日

東京都北区長



使用料	費用区分	減・免率	納付すべき金額
	施設	%	円
	附帯設備	%	円
	合計		円

左記の使用料を領収しました。
東京都北区金銭出納員



東京都北区赤羽イノベーションサイト施設公開時間使用登録申請書

申請者	住所	
	氏名	ふりがな
電話番号		
使用者区分	番号を○で囲んでください。 1 創業・起業前 2 創業・起業後5年以内 3 その他	
使用目的	番号を○で囲んでください。（複数可） 1 創業・起業をするための準備をするため 2 創業・起業をするための情報を収集するため 3 創業・起業して間もなく、今後役に立つ情報を収集するため 4 新たな事業に参入するための準備をするため 5 新たな事業に参入するための情報収集をするため 6 地域の産業について情報収集するため 7 他の起業家・事業者と交流するため 8 その他（ ）	
備考		

上記のとおり使用登録を申請します。

年 月 日

東京都北区長 殿

東京都北区赤羽イノベーションサイト施設公開時間使用登録通知書

申請者	住所	
	氏名	ふりがな
電話番号		
使用登録期間	登録日 から	年3月31日
備考		

上記のとおり使用登録をしたので通知します。

年 月 日

東京都北区長

印

東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用料減免申請書

申請者	団体名	
	住所	
	代表者氏名	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後・夜間	
使用施設	1 イベントスペース（2階） 2 会議室（2階）	
附帯設備使用	1 音響・映像セット	
申請理由		

上記のとおり使用料の減免を申請します。

年 月 日

東京都北区長 殿

東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用料還付申請書

申請者	団体名			
	住所			
	代表者氏名			
	担当者名		電話番号	

1 使用日時

使用年月日	使用区分		
年 月 日（曜日）	午前	午後	夜間

2 使用施設・附帯設備

施設名	
附帯設備種別	

3 既納使用料

施設使用料	附帯設備使用料	合計
円	円	円

4 還付を受けようとする理由

具体的に記入してください。

年 月 日付承認番号第 号の施設等使用承認について上記のとおり還付申請します。

年 月 日

東京都北区長 殿

東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用料還付承認書

申請者	団体名			
	住所			
	代表者氏名			
	担当者名		電話番号	

1 使用日時

使用年月日	使用区分		
年 月 日（曜日）	午前	午後	夜間

2 使用施設・附帯設備

施設名	
附帯設備種別	

3 既納使用料

施設使用料	附帯設備使用料	合計
円	円	円

4 還付金内訳

施設使用料	附帯設備使用料	合計
円	円	円

年 月 日付承認番号第 号の施設等使用承認について上記のとおり還付承認します。

年 月 日

東京都北区長



東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用取消申請書

申請者	団体名			
	住所			
	代表者氏名			
	担当者名		電話番号	

1 使用取消日時

使用年月日	使用区分		
年 月 日（曜日）	午前	午後	夜間

2 使用取消施設名・附帯設備種別

施設名	
附帯設備種別	

3 取消理由

具体的に記入してください。

年 月 日付承認番号第 号の施設等使用承認について上記のとおり取消申請します。

年 月 日

東京都北区長 殿

東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用取消承認書

申請者	団体名			
	住所			
	代表者氏名			
	担当者名		電話番号	

1 使用取消日時

使用年月日	使用区分		
年 月 日（曜日）	午前	午後	夜間

2 使用取消施設名・附帯設備種別

施設名	
附帯設備種別	

年 月 日付承認番号第 号の施設等使用承認について上記のとおり取消承認します。

年 月 日

東京都北区長

印

第11号様式（第12条関係）
（表）

承認番号 _____

年 月 日

様

東京都北区長



東京都北区赤羽イノベーションサイト施設等使用承認取消・停止・制限通知書

次のとおり（承認取消・停止・制限）を決定したので通知します。

使用承認	承認番号 第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 発行		
使用日時	_____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日） 午前・午後・夜間		
使用施設等	施設		
	附帯設備		
使用目的			
取消・停止・制限の理由			

既納使用料			還付額
施設使用料	附帯設備使用料	合計	
円	円	円	

（裏面へ続く）

(裏)

(注意)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

承認番号 _____

年 月 日

様

東京都北区長



東京都北区赤羽イノベーションサイト施設公開時間使用登録
取消・停止・制限通知書

次のとおり（取消・停止・制限）を決定したので通知します。

使用登録	登録番号 第	号	年	月	日	発行
取消・停止・ 制限の理由						

（注意）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十六号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三産業振興課の部経営支援係の項に次の一号を加える。

六 赤羽イノベーションサイトに関すること。

第十四条建築課の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第一第三号に次のように加える。

(四) 東京都北区赤羽イノベーション 赤羽一の六七の六二 創業の支援、北区観光

ヨンサイト

事務

付 則

この規則は、東京都北区赤羽イノベーションサイト条例（令和六年六月東京都北区条例第二十一号）の施行の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十七号

東京都北区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則

東京都北区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年十二月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「員数」の下に「（地域包括支援センター運営協議会が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができ。次項において同じ。）」を加え、同条第三項の表以外の部分中「前項」を「第二項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第二項各号」に、「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが

担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、お
おむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複
数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支
援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該
区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項
各号に掲げる者のうちから二人とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十八号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項に次の一号を加える。

四 令和六年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事務実施要綱（令和六年六月十九日六北福地第五千七百七十一号）第九条第五項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給する新たな経済に向けた給付金・定額減税
一体措置として実施する、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金

付 則

この規則は、公布の日から施行する。